

会 長	局 長	係 員

平成 3 0 年 第 3 回 小坂町農業委員会会議録

平成 3 0 年 3 月 5 日 (月) 1 5 時 0 0 分 役場会議室において招集した。

1. 出席委員 (9 人) は次のとおりである。

2 番 亀 田 静 子	3 番 中 村 修 太 郎	4 番 大 内 正 富
5 番 畑 澤 富 子	6 番 宮 館 文 男	7 番 小 館 正 光
8 番 目 時 勝 則	9 番 小 館 康 弘	10 番 中 村 吉 夫

2. 欠席委員 (1 人)

1 番 木 村 功

3. 本会に出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長 安 保 明 彦	事務局長補佐 宮 館 秀 樹
--------------	----------------

4. 本会の書記は次のとおりである。

事務局長補佐 宮 館 秀 樹

5. 議長において指名して定めた会議録署名委員は次のとおりである。

8 番 目 時 勝 則	9 番 小 館 康 弘
-------------	-------------

6. 会議に付した案件は次のとおりである。

第 1	報告第 4 号	平成 29 年度 県北地区 農業委員会 会長会 研修会 について
	報告第 5 号	平成 29 年度 農業委員会 会長・事務局 長会議 について
	報告第 6 号	小坂町 農地の 賃借料 情報 について
	報告第 7 号	農地法 第 18 条 第 6 項 の規定 による 賃貸借 合意 解約 について
第 2	議案第 3 号	農地法 第 3 条 の規定 による 許可 申請書 について
	議案第 4 号	農地法 第 5 条 の規定 による 許可 申請書 について
第 3	決定第 3 号	小坂町 農用地 利用 集積 計画 を定める こと について
第 4	その他 第 1 号	地域 農業 の 将来 に関する アンケート について

事務局長 (安保)	只今から、平成30年3月5日招集平成30年第3回小坂町農業委員会総会を始めます。(15:00)
議 長 (中村吉)	本日の出席状況について、事務局より報告をお願いします。
事 務 局 (宮館秀)	1番委員から、所用のため欠席する旨連絡がありました。
議 長 (中村吉)	只今の出席者は9名です。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による定足数に達しておりますので、本日の会議を開会いたします。
議 長	本日の会議録署名委員を指名します。8番目時勝則委員、9番小館康弘委員の両名を指名いたします。
議 長	それでは、議事に入ります。日程第1、報告第4号、平成29年度県北地区農業委員会会長会研修会について、事務局よりお願いします。

事務局
事務局長 (報告4 提案理由朗読)

秋田県農業会議進藤専務理事に来ていただきまして新年度予算の概略の説明がありました。新年度予算つきましては農業委員会に4ページにあるとおり予算がつきます。特に、農地利用最適化交付金を農地利用の推進するために従来の交付金の他に上乗せとして活動成果に基づき配分される交付金がでできます。農地利用の積極的な集積等のために新制度の下、農業委員・最適化推進委員がいっしょになって活動してもらいたいとの説明がありました。

議長 この会議には、私と職務代理も出席しました。新しい体制での活動状況について話が出ました。早いところは情報交換会・地域座談会など行っているところもありました。また、凶面に基づいた農地パトロールを行ったところもありました。人農地プランをもとにして現状把握が大事と思ってきました。

議長 以上ですが、ただいまの報告について、質問等ございましたらお願いします。
(質問等なし)

議長 質問等が無いようですので、報告4は終了します。
(15:05)

議長 報告第5号、平成29年度農業委員会会長・事務局長会議について、事務局より説明をお願いします。

事務局
事務局長 (報告5 提案理由朗読)

これも私から報告します。8ページに県内の農業委員会で最適化交付金を使った事業を展開していく中で委員の活動報酬がでできますけどその報酬条例が整備済みの所が6市町村、まだの未整備の市町村が多いです。なぜなのかそれぞれの市町村から意見を出してもらいました。現在決まっている報酬に上乗せすることが出しにくい、本当に予算がつくのかなど話がありました。二田会長からは一生懸命活動してもらうのだから、必要なものであるから国が予算をつけているのであるから、体制を整えてほしいと強い要請がありました。

議長 委員の手当・職員の手当などに使われる農業委員会交付金は前年と同額だそうです。その他に最適化交付金は80億1千万だそうです。活動払いに3割、成果については7割補償することでありました。今までと違ってみなさんの報酬が一定でなくなっていくことになります。集積に結びつく活動がありましたら記録ノートに書いておいてください。後で提出していただくことになるかと思います。よろしくお願いします。

議長 質問意見等ございましたら発言をお願いします。
(質問等なし)

議長 質問がないようなので、報告5については、終了してもよろしいですか。
(はいとの声あり)

議長 それでは、報告5は、終了いたします。
(15:13)

議長 続いて、報告第6号、小坂町農地の賃借料情報について、事務局より説明をお願いします。

事務局 (報告6 提案理由朗読)

昨年の賃借料は、賃借料は田の部で、小坂地区は最高額10,800円最低額5,000円、平均額が7,200円となっています。七滝地区は、最高額10,800円最低額5,400円、平均額が9,700円となっています。これは年間の44件のデータから算出したものです。

次に畑の部では、小坂地区は最高額2,000円最低額が1,000円で、平均額が1,900円となっています。七滝地区は最高額2,000円最低額が1,000円で、平均額が1,100円となっています。これは年間の37件のデータから算出したものです。なお、賃借料を玄米で物納している場合は10,800円で全農秋田県本部発表の概算払参考値で出

議 長 しております。なお、この情報は町ホームページを通じて公表する予定です。
 只今の報告について、質問意見等ございましたら発言をお願いします。
 (質問等なし)

議 長 それでは、報告6については、終了してもよろしいですか。
 (はいとの声あり)
 それでは、報告6は、終了いたします。
 (15:16)

議 長 報告第7号、農地法第18条第6項の規定による賃貸借合意解約について、事務局
 事務局 よりお願いします。
 (報告7提案理由朗読)
 1番は、上向下横越・上横越地内9筆です。AがBに返すものです。合意解約で
 す。2番は、上向上横越地内3筆です。AがCに返すものです。合意解約です。3
 番は、上向長沢地内6筆です。AがDに返すものです。合意解約です。4番は、小
 坂渋沢出口地内2筆です。EがFに返すものです。合意解約です。
 ただいまの報告について、質問等ございましたらお願いします。
 (質問等なし)
 質問等が無いようですので、報告7は終了します。
 (15:21)

議 長 続いて、日程第2、議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請書について、
 事務局より説明を求めます。
 事務局 (議案3号提出理由朗読)
 事務局 経緯詳細説明
 1番は、小坂台作地内1筆、6041㎡を十和田湖高原ファームがGから購入するも
 のです。売買価格は10アールあたり200,000円です。2番は、小坂台作地内1筆、6
 041㎡を十和田湖高原ファームがHから購入するものです。売買価格は10アールあ
 たり200,000円です。3番は小坂台作地内1筆、6041㎡をポークランドがHから購
 入するものです。売買価格は10アールあたり200,000円です。4番は小坂台作地内
 1筆、6041㎡をポークランドがIから購入するものです。売買価格は10アールあた
 り200,000円です。

議 長 只今の説明について、質問意見等ございましたらお願いします。
 (質問等なし)

議 長 無いようなので、質疑を終結してよろしいですか。
 (よいとの声あり)

議 長 議案3について、原案どおり許可とすることにご異議ございませんか。
 (異議なしの声あり)

議 長 議案3は、原案どおり許可といたします。
 (15:25)

議 長 続いて、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請書について、事務局よ
 事務局 り説明を求めます。
 事務局 (議案4号提出理由朗読)
 事務局 経緯詳細説明
 Jの所有地渋沢出口2筆5,520㎡を栗山ケイセキが購入し、資材置き場に転用す
 るものです。68ページの事業計画書にも書かれているとおり現在、軽石は製造工場

の構内に置いているが、置き場のスペースが少ない。また、天日干し用土場での作業も運搬車の出入りが多く、危険な状態であることから、工場敷地に隣接している申請地を資材置き場に転用するものです。なお、転用事業にかかる経費は資料に記入されているとおりです。許可後は、74ページの被害防除計画にも書かれているとおり、外周に土側溝を造り隣接地への資材の流出を防ぐようにします。申請地は、1月22日に農業振興地域からも除外になっております。また、2月20日に小坂町土地改良区から除外されております。今回の転用申請は農地法施行規則第35条第5号「既存の施設の拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の二分の一を超えないものに限る。」に該当し、例外的に許可ができる案件となっております。よろしく審議をお願いします。

議 長
6 番委員
(宮舘文)
事 務 局

只今の説明について、質問意見等ございましたらお願いします。

栗山ケイセキの敷地の北側に土地がありますがこれも栗山ケイセキのものですか。

この部分には自宅があり私有地ですが、事務所も建っており、必要部分を栗山ケイセキで借りて社有地として使用しています。

7 番委員

わかりました。

(質問等なし)

議 長

無いようなので、質疑を終結してよろしいですか。

(よいとの声あり)

議 長

議案4について、原案どおり許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

議案4は、原案どおり許可相当といたします。

事 務 局

(15:31)

続いて、日程第3、決定第3号、小坂町農用地利用集積計画を定めることについて、事務局より説明を求めます。

事 務 局

(決定3提案理由朗読)

1番は、小坂端地内1筆、KがLから借りるものです。期間は5年、賃借料は1反歩あたり7000円です。2番は、荒谷荒川地内2筆、MがNから借りるものです。期間は5年、賃借料は総額で玄米90kgです。3番は、荒谷家口地内、3筆OがNから借りるものです。期間は10年、賃借料は総額で玄米210kgです。4番は、小坂大稲坪・岩沢平地内3筆、OがPから借りるものです。期間は10年、賃借料は1反歩あたり7000円です。以上4件です

議 長

暫時休憩します。(15:33)

議 長

再開します。(15:35)

議 長

只今の説明について、質問意見等ございましたらお願いします。

(質問等なし)

議 長

無いようなので、質疑を終結してよろしいですか。

(よいとの声あり)

議 長

それでは、決定3については、原案どおりの承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

決定3について、原案どおり承認いたします。

(15:35)

議 長

日程第4、その他第1号 地域農業の将来に関するアンケートについて 事務局より説明をお願いします。

事 務 局

(事務局説明)

先月の総会においていろいろ意見を出してもらい修正しました。確認をお願いします。

議 長 暫時休憩します。(15:40)
議 長 再開します。(15:59)
議 長 休憩中にいろいろ意見が出されましたが、その他に質問がありましたらお願い
します。
(質問がない場合)
議 長 無いようなので、質疑を終結します。事務局は、「農地利用 最適化1・2・3
運動」に向けて準備の方をよろしくお願いします。
議 長 以上で第3回総会を終了します。
(16:01)

上記会議録が真正であることを証明するため署名する。

小坂町農業委員会会長 中村吉夫

署 名 委 員 目時勝則

署 名 委 員 小館康弘